

（化学実験室等）

第 28 条 化学実験室、薬局等において危険物その他これに類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、第 31 条、第 32 条の 2 第 1 項第 2 号から第 16 号まで及び第 2 項第 1 号並びに第 32 条の 4 第 1 項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、火災の発生のおそれのある化学実験や操作等を行う場合における遵守事項について規定したものである。

化学実験室等においては、実験、研究のため種々の危険物等の実験材料が取り扱われ、特に危険物等の格納方法が雑然としていること、実験室等の管理が行き届きにくい等の例が多く見られるため、その危険物等の取扱い中に爆発、火災を引き起こした災害例が少なくないため、火災予防上特に必要とする措置として守られるべき事項を総括的に定めたものである。

- 1 「**化学実験室**」とは、学校、研究室、試験室、試験場等の化学実験室等小規模な実験室から、機械を用いて行う大規模な工場実験室も対象となる。
- 2 「**これに類する物品**」とは、条例別表第 8 に掲げる指定可燃物、高圧ガス、爆発生物質及び他の物品との接触又は混合により発火するおそれのある物品をいう。
- 3 「**火災予防上必要な措置**」とは、次の(1)から(9)に掲げる措置をいう。
 - (1) 取扱位置は、条例第 19 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの例によること。
 - (2) 加熱の状況によっては、条例第 3 条第 2 項第 5 号の例による措置を行うこと。
 - (3) 適切な消火の準備をすること。
 - (4) 暴走反応等爆発危険のある反応実験等を実施する場合は、事前に実験の緊急停止方法を明記した作業マニュアルを作成し、作業員等に周知徹底を図ること。
 - (5) 加熱される可燃性の物品を入れる容器は、口の小さいものを選び、火粉の侵入を防止すること。
 - (6) 熱源と当該容器の間には、目の細かい金網を挿入して火炎の伸長を防ぐこと。
 - (7) 化学実験等を行う場合、熱源又は加熱される可燃性の物品を入れる容器等の占める面積より十分広い不燃性の台で行うこと。
 - (8) 実験中である旨の表示を掲出すること。
 - (9) 危険物等を保存する場合は、整理整頓に努め、地震等の際にも落下、破損等しないような措置を行うこと。